

# 財産管理規程

一般社団法人日本パラサイクリング連盟

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本パラサイクリング連盟（以下、「本法人」という。）における財産の管理及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理責任者)

第2条 本法人の財産の管理および運用の責任者は、本法人の代表理事とする。

(財産の管理方式)

第3条 本法人の財産の管理に当たっては、現金は手許金及び銀行の預金等の形で、設備及び備品は事務所において善良な管理者の注意をもって、それぞれ管理する。

(本規程の改正手続)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行うことができる。

附則

本規程は、令和3年3月30日から施行する。